

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県開発審査会条例	公 布 日	昭和44年12月26日
条例番号	昭和44年三重県条例第58号	直近改正日	平成10年1月23日
所管部局課	県土整備部建築開発課	電話番号	059-224-3087
条例の概要	都市計画法第78条第3項の規定に基づき、開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	都市計画法第78条第1項の規定により、都道府県に開発審査会を必ず設置しなければならないにとされているため、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	都市計画法第78条第3項の規定により、三重県開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項については、条例で定める必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	都市計画法及び条例に基づき、三重県開発審査会を組織し、毎年4回程度開催している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	都市計画法第78条第3項の規定により、開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項については、条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	都市計画法第78条第3項及び都市計画法施行令第43条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	都市計画法、都市計画法施行令及び条例に基づき三重県開発審査会を組織し、運営している。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	三重県開発審査会の組織及び運営について、政令で定める基準に従い必要な事項を定めており、整合は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策353 快適な住まいまちづくり
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	都市計画法第78条第3項の規定に基づき、必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じる。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	各条で定める事項(委員任期、会長、充足数等)は開発審査会の組織、運営に必要な事項であり廃止すべき規定はない。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	開発審査会の組織及び運営について、必要な事項は条例で定めており追加すべき規定はない。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	都市計画法第78条第3項、都市計画法施行令第43条に基づき条例で規定しており、重複はない。

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	開発審査会は、都市計画法第78条第1項に基づき、開発許可等に対する審査請求への採決及び市街化調整区域における開発・建築行為について審議するものであり、一部の県民に限られるものではない		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	開発審査会は、都市計画法第78条第2項に基づき、開発許可等に対する審査請求への採決及び市街化調整区域における開発・建築行為について審議するものであり、一部の県民に限られるものではない		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理	由	特	記	事
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。			
				見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
				無	無